

1 5 栄養指導

平成17年に「食育基本法」が施行され、それぞれの年代にあった食育がすすめられている。しかし、「平成19年東京都民の健康・栄養状況」によると、成人男性の25.3%、女性の15.3%が肥満である。糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病を予防することは、区民の健康保持増進に不可欠であり、それには子どものころからの食生活改善が大切である。そこで、関係機関と連携をしながら、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせた効果的な指導体制を構築するよう努めている。

(1) 母子栄養指導

ア 妊産婦

妊娠中の食生活は、胎児や母体にも大きな影響を及ぼすと同時に、健康な家庭生活を築いていくうえで基本となる。

そこで、ハローベビー学級で、妊婦の食生活の改善指導を実施している。

また、調理実習を中心とした講習会として、マタニティクッキングも行っている。

イ 乳幼児

少食・偏食・体重増加不良など、乳幼児の食生活に関する悩みを持つ母親は多く、相談も増加傾向にある。

そこで、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健診、子ども健康相談などの定期健診時に、集団指導や個別相談を実施すると共に、離乳食講習会や親子クッキング、育児相談、地域の育児サークルからの依頼等で、食生活に関して助言・指導をしている。

(2) 成人栄養指導

食生活や運動などの生活習慣を改善することで、「生活習慣病」の予防につながるため、健康保持増進・疾病予防における正しい知識の提供と実践方法について、健康学習等を実施している。

また、高齢者の健康づくりとして低栄養予防に関する講習会や介護予防プログラム（低栄養）を実施している。

保健所主催で実施するものだけでなく、自主活動グループ、町会等からの依頼による講習会等も行なっている。

また、区民健診や総合健康診査等、健診結果に基づいた生活習慣個別相談や地域の医療機関からの紹介による栄養相談を実施している。

栄養指導（母子・成人）

区 分		総 数		台東保健所		浅草保健相談センター	
		個別指導	集団指導	個別指導	集団指導	個別指導	集団指導
総 数		2,197	2,461	1,806	1,496	391	965
母子	妊産婦	10	251	10	137	0	114
	乳幼児	1,522	1,577	1,138	767	384	810
20才未満（乳幼児を除く）		29	6	29	6	0	0
成人	生活習慣病	182	365	178	324	4	41
	その他の疾病	49	24	46	24	3	0
	一 般	405	238	405	238	0	0

（3）特定給食施設指導

健康増進法に基づき定められた特定給食施設において、喫食者に栄養効果の十分な給食が提供できるよう、栄養士・調理師等給食従事者に対し、栄養や食品に関する知識と技術の向上を図っている。

なお、届出施設は111施設であるが、このうち教育委員会管轄の公立学校を除いた85か所が対象となる。

ア 特定給食施設数

総 数		総 数	特定給食施設	その他の施設
総 数		111	65	46
学 校	公 立	26	26	0
	そ の 他	2	2	0
病 院		10	5	5
介 護 老 人 保 健 施 設		2	2	0
老 人 福 祉 施 設		8	4	4
児 童 福 祉 施 設		27	8	19
社 会 福 祉 施 設		2	1	1
事 業 所		31	15	16
寄 宿 舎		0	0	0
矯 正 施 設		0	0	0
自 衛 隊		0	0	0
一 般 給 食 セ ン タ ー		1	1	0
そ の 他		2	1	1

イ 指導件数

個々の施設の状況に合わせて個別に指導を行うとともに、講習会等の集団指導を実施している。

区 分		総 数	特定給食施設	その他の施設
栄養管理指導	個 別 指 導	148	102	46
	集 団 指 導	135	68	67

ウ 食品衛生講習会及び栄養管理講習会

健康増進法に基づき、特定給食施設及びその他の給食施設の栄養士や給食従事者に対して、食品衛生や栄養管理に関する講習会を実施し、食中毒予防や施設の適切な衛生管理及び栄養管理に役立てるものである。

開催日時：平成21年5月13日

講習内容：「食中毒予防・食品衛生情報」

講師：台東保健所 食品衛生監視員

開催日時：平成21年8月4日

講習内容：「児童福祉施設の栄養士向け研修会」

講師：台東保健所 管理栄養士

開催日時：平成21年12月1日

講習内容：「日本人の食事摂取基準（2010年版）について」

講師：国立健康・栄養研究所 笠岡（坪山）宜代 氏

開催日時：平成22年2月23日

講習内容：「給食施設における食育のすすめ方」

講師：華学園華栄養専門学校 久喜 美知子 氏

(4) 栄養表示基準に関する指導

健康増進法第31条及び32条に基づき、加工食品における栄養表示について、相談及び指導を行っている。

指導延べ件数	105件
--------	------

(5) 国民健康・栄養調査

この調査は、健康増進法に基づき国民の食物摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に、栄養と健康との関連を明らかにし、広く健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。内容としては、身体状況、栄養摂取状況、食生活状況からなる。

平成21年度は、調査該当地区なし。

(6) 栄養表示推進

区民が健康づくりや、生活習慣病予防のために安心して食事ができるよう、飲食店における栄養成分表示やヘルシーメニューの提供を推進し、その活用を広く普及する。

区 分	総 数
個 別 指 導 件 数	59
集 団 指 導 件 数	378
協 力 店 舗 数	17